

農村地域への産業の導入に関する基本計画

令和4年9月

福井県

目 次

前文	・・・	1
第1 農村地域への産業の導入の目標	・・・	2
第2 農村地域に導入される産業への農業従事者の就業の目標	・・・	5
第3 農村地域への産業の導入と相まって促進すべき農業構造の改善に関する目標	・・・	5
第4 農村地域への産業の導入に伴う施設用地と農用地等との利用の調整に関する方針	・・・	6
第5 農村地域に導入される産業の用に供する施設の整備に関する事項	・・・	7
第6 労働力の需給の調整および農業従事者の農村地域に導入される産業への就業の円滑化に関する事項	・・・	8
第7 農村地域への産業の導入と相まって農業構造の改善を促進するために必要な農業生産の基盤の整備および開発その他の事業に関する事項	・・・	9
第8 その他必要な事項	・・・	10

農村地域への産業の導入に関する基本計画

前文

この計画は、農村地域への産業の導入の促進等に関する法律（昭和 46 年法律第 112 号以下、「法」という。）および国が定める農村地域への産業の導入に関する基本方針に基づき、本県の農村地域への産業の導入に関する基本的な考え方を定めるものであり、市町が定める農村地域産業導入実施計画（法第 5 条第 1 項の実施計画をいう。以下同じ。）は、この計画に即して策定されるものである。

本県の農業は、土地基盤整備の推進、稲作の経営改善および生産の組織化により、全国屈指の良質米生産県として高い評価を受けるとともに、需要の動向に対応して施設園芸、畜産部門等の拡大を図ってきた。一方で、中山間地域を中心に人口減少や鳥獣害などにより、農業に携わる人が減ってきている。

このような状況の下、本県農業の持続的な発展を図るため、認定農業者をはじめとする担い手農家を育成するとともに、人・農地プランの実質化や農地中間管理事業を活用した農地の集積・集約化による優良農地の確保に取り組んでいる。

また、大規模な農業法人や専業農家から小規模農業者まで、すべての農家が活躍できる「農業新時代」を築くことを基本理念とし、「農家全体の所得を最大化」、「みんなが生きがいを持てる農業」、「ふるさと福井の農村文化を昂揚」となる姿を目指し、生産・販売の拡大、農村の魅力創出と交流促進、若い人材の確保と育成、福井の食育と地産地消の推進により、本県農業の振興を図っている。

一方、本県は、眼鏡や繊維に代表されるように製造業の盛んなモノづくりの県であり、オンリーワンの技術を持ち、世界一や日本一のシェアを誇る企業が数多くみられる。また、1500年の伝統がある和紙や漆器をはじめとした伝統工芸が受け継がれており、ブランド化や産業観光など新たな動きも生まれている。

今後、技術革新を活かして生産性を高めるとともに、新幹線開業を活かした観光・交流をはじめ、健康・医療、宇宙・航空、食、エネルギーなど様々な分野で価値を生み出す魅力がある産業・企業を増やし、持続可能な循環型の経済・産業基盤をつくっていく。

また、本県の人口は、2000年（平成12年）に82万9千人のピークを迎え、その後は減少し、少子高齢化が進んでいる。このような中、大学進学時や就職時における県外への流出に歯止めがかからず、新規学卒者をはじめとする若年層の県内への就業が課題となっている。

このため、県や市町が仕事や住まい、子育ての相談から定着までをワンストップで支援する「ふるさと福井移住定住促進機構」を中心に、U I ターンの促進や、大都市圏の地方転職希望者を開拓する体制の強化、教育機関と産業界が一体となった県内の産業人材の育成・確保など、「待ち」から「攻め」の移住政策に転換し、さらなるU I ターン者の拡大を目指している。

農村地域への産業の導入は、立地・導入に伴う土地利用調整により優良農地が確保され、農業従事者（その家族含む。以下同じ。）の導入産業への安定した就業とともに担い手への農地の集積・集約化等を図るとともに、本県産業の基幹をなす農業および産業の調和ある発展と安定した雇用構造の確立とを図るために積極的かつ計画的に推進し、総合的な農村地域づくりに寄与するものとする。

また、この場合においては、福井県国土利用計画を基本とし、県土の有限性を認識した高度な土地利用を図るとともに優良農地の確保、環境の保全等の県民の快適な生活環境の保持、および生物多様性の保全を旨とし、農業振興地域整備計画等のほか地域振興に関する計画との調和に留意するものとする。

以下「農村地域」とあるのは法第2条に規定する農村地域（平成13年1月1日以後に行われた市町合併前の福井市の区域を除く。）をいい、「産業導入地区」とあるのは同法第5条第2項第1号に規定する産業導入地区をいう。

第1 農村地域への産業の導入の目標

1 導入業種の選定の考え方

農村地域における土地利用に関する計画等による農村振興の方向に即し、地域社会との調和、生物多様性の損失の防止等の環境の保全、農村地域の景観との調和および農業を始めとする地域産業との協調に留意しつつ、農村地域に成長性と安定性のある産業の導入を図る。

市町は、実施計画において定める導入すべき産業の業種（以下、「導入業種」という。）の選定に当たっては、次に掲げる事項に即して定めるものとする。

(1) 安定した就業機会が確保され、農業と導入産業との均衡ある発展が図られること

産業の立地・導入により、地域の農業者の安定的な就業機会および雇用の質が確保されること。例えば、産業導入地区に常用雇用者が常駐しない事業等は選定しないことや、就業機会が創出されとしても、雇用創出効果に比して広大な施設用地を要する形態の事業等は選定しないものとする。

また、導入産業において、地域の農業者の雇用により導入産業が労働力を確保し、安定した産業活動の展開が可能となり、農業と導入産業がそれぞれ発展すること。これに加え、より生産性の高い産業部門へと労働力の移転を図ることで、農村地域における労働力の効率的かつ適正な配分を行う雇用構造の高度化が図られること。

(2) 地域の実情を踏まえ、地域社会との調和が図れるよう配慮すること

市町は、実施計画において具体的な導入業種を選定するに当たっては、地域の就業構造、ニーズ等を踏まえること、産業の導入により地域社会との間に軋轢が生じることがないように配慮することが必要である。したがって、地域への社会貢献を通じて地域社会との調和が図られる業種の導入が望ましい。

(3) 公害のおそれがない業種を選定するなど、環境保全に配慮すること

導入業種について、周辺地域における他の産業の事業環境や住民の生活環境へ影響が生じないように、周辺地域の環境に対して影響が及ぶ可能性の有無等を踏まえて、当該導入業種を判断すること。判断に当たっては、当該導入業種が、地域の都市計画の方針に適合するものであることを確認するとともに、地域の産業の特性上、やむを得ず広域的に大規模な集客性のある施設を導入する必要性が生じた場合には、その立地により 周辺の環境や土地利用、広域的な交通流態等に重大な影響を及ぼすこととならないよう特に留意すること。

(4) 地域資源を活用した産業について、積極的な導入が促進されるよう配慮すること

地域の農業と導入産業が相互に補完し合い、そのいずれもが発展するような、地域に賦存する資源を活用する地域内発型産業や農村地域での立地ニーズのある産業（ICT 関連産業、医療・福祉サービス、食料品製造業、農産物加工施設、地域農産物等を提供する農産物販売所、農家レストラン、農泊施設、ワイナリー、木質バイオマス発電をはじめとした地域資源を活用した産業等）の導入を促進すること。

(5) 導入の対象となる「産業」には農業用施設において営まれる農業も含まれるため、その導入を目的とする場合には農業を業種として選定することも認められること

産業が立地するときは施設を整備することが想定されていることから、農業用施設における農業を導入業種の対象とすること。

2 産業導入地区の区域の設定および見直しの考え方

本計画において、産業導入地区の区域の設定を通じて就業機会の確保および農業構造の改善を図ろうとする地域は、農業振興地域を対象に、旧福井市（平成 12 年 12 月 31 日における区域）を除く全域とし、地域の農業者の安定した就業機会を確保し、産業の立地・導入に伴う土地利用調整により地域の農地の集積・集約化等を図る。

なお、産業導入地区の区域の設定および見直しについては、次に掲げる方針に基づいて設定すること。

(1) 各種の土地利用計画との調整を行うこと

産業導入地区の区域の設定に当たって、市町は、国土利用計画、土地利用基本計画、都市計画、農業振興地域整備計画等の各種の土地利用計画について、県の都市計画、農林担当部局とあらかじめ十分調整を行い、合理的な土地利用を図るものとする。

なお、農用地を含める場合の調整方針は、第 4 に示すとおりとし、産業導入地区の区域は、地番単位で設定することとする。

(2) 過去に造成された工業団地等の活用を優先すること

市町においては、過去に造成された工業団地（農村工業導入実施計画地区を含む）および再生利用が困難な荒廃農地を含め活用されていない土地が存在する場合には、産業導入地区の区域を定める際に、その活用を優先することとする。

また、市町においては、こうした土地について把握を行うとともに、把握した情報を体系化し、事業者適切に開示するよう努める。

(3) 立地ニーズや事業の見通しを踏まえること

産業導入地区への立地を想定していた事業者が立地を取りやめたり、立地した事業者がその後すぐに撤退する等の事態が生じないように、具体的な立地ニーズや事業実現の見通しを踏まえて区域を設定する。

(4) 環境の保全

産業導入に当たっては、環境保全の観点から、自然環境保全地域、自然公園の区域、鳥獣保護区、天然記念物や国内希少野生動植物種等の等貴重な動植物の生息地および自生地、特異な地形または地質を有する地域等良好な自然環境を形成している地域ならびにこれらに大きな影響を及ぼすおそれのある周辺地域等については、産業導入地区の設定を行わない。また、その他環境保全上重要な地域（環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い里地里山、自然再生推進法に基づく自然再生事業の実施地域、水質汚濁防止法に基づく窒素等規制対象湖沼の集水域等）に産業導入地区を設定する場合には、環境への重大な影響がないように十分な配慮をするものとする。

(5) 産業導入地区の区域の見直し

産業導入地区の区域の見直しについては、企業の立地ニーズや地域の社会構造の変化等を踏まえ、必要と判断した場合に行うものとし、あらかじめ県の都市計画、農林担当部局と調整し、その内容を市町の実施計画に反映するものとする。

なお、既存の産業導入地区内において、企業立地の見込みがなく、産業導入地区の縮小、取り消しを行う場合において、縮小、取消し等に係る土地が、農地としての利用されている場合は、継続利用を検討するとともに、その形状等からみて農用地区域に含めることが相当であると認められるときは、これを農用地区域に編入する。

3 配慮事項

既存企業を含めた地域産業の振興を図る観点から、導入企業と既存企業との交流を促進する。この場合において、既存企業の技術力、製品開発力、販売力等の向上や環境の保全に留意し、バイオマスを活用したエネルギーの開発利用、地域住民・企業等自らによる起業化または新分野進出への支援、産業導入地区の就業環境および生活環境の改善、企業相互または企業と試験研究機関等の公的機関との連携関係の構築を通じた人、物、技術等の広域のかつ濃密な交流の促進等を図り、地域の特色を生かした産業の導入に努める。

また、導入企業は、快適な職場環境および生活環境の確保、周辺地域の環境との調和、緑地等施設の地域への開放を行うなど従業員または地域住民からの要請にも応えるよう配慮する。

労働力需給等の地域における雇用の動向を踏まえた計画的な企業導入に努めるとともに、導入産業における労働力の確保に当たっては、公共職業安定所や関係市町の連携の下に、地域の労働力需給が量的にも質的にも整合性のとれたものとなるよう努める。

この場合において、高年齢者の雇用・就業機会の確保、働きやすい環境の整備、新規学卒者をはじめとする若年者等の地元就職の促進に配慮するほか、地域へのU I ターン

希望者の就職については福井暮らしはたらくサポートセンター等を利用して積極的に対応していく。

第2 農村地域に導入される産業への農業従事者の就業の目標

農村地域への産業の導入に伴い増加する労働力の需要に対しては、地域農業の担い手の育成・確保に十分配慮しつつ、導入産業の特質に応じ、農業以外の産業に就業を希望する農業従事者からの労働力を重点的に充てることにより、これらの者の安定した就業機会の確保を図る。

この場合において、県および市町は、地域社会の年齢構成、男女比率、労働力需給の状況等に留意しながら、農業従事者の就業の意向を適切に把握する。

農業以外の産業に就業を希望する農業従事者の就業を促進するに当たっては、中高年齢者の就業の円滑化、日雇・出稼ぎ等の不安定就業者の地元における安定就業の促進を図る。

また、労働条件面等で若年層に魅力ある雇用機会づくりに配慮するとともに、雇用の安定、適正な労働条件の確保、労使関係の安定促進および安全と健康が確保される職場環境の整備ならびに田園回帰の動きに対応した人材の地方還流の円滑化に努める。

第3 農村地域への産業の導入と相まって促進すべき農業構造の改善に関する目標

農村地域およびその周辺の地域における自然的、経済的、社会的諸条件、需要の動向および地域の特性に対応した農業生産の方向を考慮し、食料・農業・農村基本計画（令和2年3月31日閣議決定）や農林水産業・地域の活力創造プラン（平成25年12月農林水産業・地域の活力創造本部決定、令和4年6月21日改定）で示された政策の方向および新ふくいの農業基本計画（平成31年3月策定）に即し、農業構造の改善を図るよう努める。

この場合において、農村地域への産業の導入により、農業従事者、特に不安定な就業状態にある農業従事者の地元における安定就業を促進するとともに、地域ぐるみの対応の中で、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第8条第2項第1号に規定する農地中間管理事業による将来にわたって安定的に産地や地域農業を担う多様な担い手への農地集積・集約および集落営農組織の広域化・法人化を図ることにより、国際化に対応し得る生産性の高い農業の確立に努める。

具体的には、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）に基づき市町が策定する基本構想の内容や、「人・農地プラン」の内容等に留意しつつ、農地中間管理機構による認定農業者や集落営農組織などの担い手への農地集積・集約を加速化し、農地の有効活用、生産コストの低減および経営効率の向上による農業経営基盤の安定化を推進することとし、農村地域への産業の導入促進が農業構造の改善に資するものとなるよう、関係機関と十分調整する。

また、農業を支援する機能を有する産業と地域の農業が相互に補完しあい、農産物の高

付加価値化等により農業の振興を図ることに配慮する。

さらに、農業従事者の他産業への就業動向に即しつつ、農業生産基盤の計画的整備を重点的かつ効果的に推進するとともに、農村地域における定住条件の整備を一体的に推進することにより、活力と潤いのある農村社会の構築を促進する。

第4 農村地域への産業の導入に伴う施設用地と農用地等との利用の調整に関する方針

産業導入地区の設定については、本基本計画第1の2「産業導入地区の区域の設定および見直しの考え方」によるが、やむを得ず産業導入地区に農用地を含める場合は、次の調整方針に基づいて、産業導入地区の区域を設定することとする。

なお、調整については、実施計画の立案部局は実施計画の事前協議段階で都市計画担当部局等関係部局と調整の上、その内容を実施計画に反映するものとする。

(1) 農用地区域外での開発を優先すること

市町の区域内に、都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく市街化区域または用途地域、工場立地法（昭和34年法律第249号）の調査対象区域内の団地で、農林水産省と経済産業省との間で協議を了して工場または事業場の立地に適当であるとされているものが存在する場合には、これらの地域内の土地を優先的に産業導入地区の区域として設定するなど、農用地区域外での開発を優先すること。

(2) 周辺の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障が生じないようにすること

農用地において導入産業の用に供する施設を整備することにより、

- ・集团的まとまりを持つ農用地の中央部に他の用途に用いられる土地が介在し、高性能農業機械による営農への支障が生じる
- ・小規模の開発行為がまとまりなく行われ、農業生産基盤整備事業の実施や、農地中間管理事業等の農地流動化施策の推進への支障が生じる

など、土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障が生じる事態が起きないようにすること。

(3) 面積規模が最小限であること

産業導入地区の区域として設定する面積が、事業者の立地ニーズを踏まえ、導入産業の用に供するために必要最小限の面積であること。

(4) 面的整備（区画整理、農用地の造成、埋立てまたは干拓）を実施した農用地を含めないこと

土地改良事業等で、区画整理、農用地の造成、埋立てまたは干拓に該当するものを実施した農用地について、当該事業の工事が完了した年度の翌年度の初日から起算して8年を経過していないものは、産業導入地区の区域に含めないこと。

(5) 農地中間管理機構関連事業の取組みに支障が生じないようにすること

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により行う土地改良事業（農地中間管理機構関連事業）として農業者の費用負担を求めずに事業を実施した農用地について、農地中間管理権の存続期間中は産業導入地区の区域に含めない

こと。また、農地中間管理機構関連事業を行う予定のあることが公にされている農用地についても、産業導入地区の区域に含めないこと。さらに、農地中間管理権の存続期間が満了した農用地についても、上記（１）から（３）までの考え方にに基づき、やむを得ない場合でなければ産業導入地区の区域に含めないこと。加えて、農地中間管理事業を重点的に実施する区域（重点実施区域）内の農用地以外での開発を優先すること。

なお、「農地中間管理機構関連事業を行う予定のあることが公にされている農用地」については、農地中間管理機構関連事業に係る土地改良事業計画について、県知事により工事着手の前に公告・縦覧が行われたものがこれに含まれる。また、当該公告・縦覧が行われる以前であっても、農地中間管理機構関連事業を行うことを前提に、現地調査や地権者への説明等の事前準備作業に着手し、農地中間管理機構関連事業を行う予定地として相当程度決定されている農用地もこれに含まれる。このため、優良農地の確保に係る政策との整合性を確保する観点から、このような農用地については、市町は県の土地改良事業の担当部局および農地中間管理事業の担当部局と連携を緊密に行い、適切に把握すること。また、重点実施区域内の農用地への産業導入地区の区域設定を検討せざるを得ない事情がある場合には、産業導入地区の区域と重点実施区域の関係について、県の農林担当部局と十分に調整を行うこと。

第５ 農村地域に導入される産業の用に供する施設の整備に関する事項

農村地域への成長性と安定性のある産業の導入を促進するためには、事業者のニーズを的確に把握しながら産業基盤の整備や生活基盤をはじめとする定住条件の整備を促進することが重要であり、次の施策の実施に努める。

この場合において、本制度に基づく税制、融資、予算等の支援措置や、業種横断的な設備投資に係る税制上の措置等の活用を図り適切な産業施設の立地を図る。また、地域再生法（平成 17 年法律第 24 号）、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成 19 年法律第 40 号）、農山漁村の活性化のための定住等および地域間交流の促進に関する法律（平成 19 年法律第 48 号）、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成 20 年法律第 38 号）、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等および地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成 22 年法律第 67 号）等に基づく施策との連携に努めるとともに、農村地域のもつ良好な環境を生かしつつ定住条件の整備を進め、これらを通じてゆとりと豊かさを実現できる産業・生活空間の形成に努める。

また、市町単位で整備することが困難なものについては、県、関係市町等の連携により効率的に整備を進めるよう配慮する。

1 産業基盤の整備

地域社会との調和に配慮し、地域の特色を生かした産業が導入されるよう、導入産業

の特性およびニーズを十分に把握の上、適切な立地条件を有する産業導入地区の計画的な設定を促進しつつ、産業基盤の整備を促進することが重要である。

こうした観点から、周辺地域を含む地域全体の産業の立地動向、市場への近接性、交通インフラの整備状況等を勘案の上、産業の立地・導入に必要な用地や道路等の整備を計画的に進めるとともに、快適で創造的な産業活動の場とするため、本県の優れた自然を生かし、景観に優れたものとするほか、地域社会の調和を図るため、地域に開放される緑地、公園等の施設の整備に努める。また、関係機関・団体等の協力を得て、産業導入地区を含む農村地域およびその周辺の広域な地域にわたる技術者の確保、関連企業との交流・連携を進めるよう努める。

2 定住等および地域間交流の条件の整備

産業の円滑な導入を図るとともに、定住および地域間交流の促進に資するため、農村地域の住みよい生活環境づくり、地域社会づくりなど定住および地域間交流の条件の整備を計画的に進める。

この場合において、定住等および地域間交流の条件の整備は、複数の市町からなる広域的な視点も考慮し、産業の導入が十分に行われておらず、安定した就業機会が不足している地域に特に重点を置き実施されるよう配慮する。また、地域社会のニーズを十分に把握して、生産基盤と生活基盤の一体的整備および文化の振興に努める。

第6 労働力の需給の調整および農業従事者の農村地域に導入される産業への就業の円滑化に関する事項

農村地域に導入される産業に、農業従事者のほか、地域住民、地域への移住者等が円滑に就業することを促進するため、次の施策を実施する。

1 雇用情報の収集および提供

近年、交通体系の整備に伴い、農村地域における都市化が進み、また、在宅通勤圏広域化等により労働力需給が多様化してきている。

したがって、労働力の需給調整に当たっては、導入企業の労働力需要と地域の労働力供給との円滑な結合を促進するため、地域の労働市場の動向、導入企業の労働条件、職業内容等の雇用に関する情報を収集し、企業、農業従事者等への提供に努める。

2 職業紹介等の充実

農業従事者のほか、地域住民および地域への移住者等が、その希望と能力に応じて導入産業に就業できるようにするため、きめ細かい職業相談、職業指導および職業紹介を実施するとともに雇用の安定等に関し導入企業への指導援助に努める。

この場合において、地元農業従事者、中高年齢者が導入産業へ円滑に就業できるようにするため、職業転換給付金制度、地域雇用開発助成金制度等の積極的な活用を促す。また、労働者の雇用の安定を図るため、雇用安定事業による助成等の雇用環境の整備

に努めるとともに、労使関係の安定促進等に必要な措置を講ずる。

さらに、労働力需給の不適合の解消に資するよう、雇用管理の改善や求人・求職条件面での指導を実施するとともに、高年齢者の雇用・就業機会の確保、働きやすい環境の整備に努めるとともに、若年者等の地元就職に資するよう相談・援助に努める。

3 職業能力開発等の推進

職業紹介との連携を密にしつつ、導入産業への中高齢者の円滑な就業を促進するため、福井県産業技術専門学院等の公共職業能力開発施設や福井県中小企業産業大学校、企業内の職業訓練に対する助成金制度等を活用することにより、機動的な職業訓練と職場適応訓練を実施する。

この場合において、技術革新や情報化の進展に留意しつつ、地域や導入企業のニーズに応じた公共職業訓練の弾力的な実施、新技術に関する研修の充実および国内産業の高付加価値化や新分野への事業展開を担う人材育成に資する職業訓練や自己啓発の推進等の能力開発に対する支援対策に努めるとともに、企業において雇い入れた農業従事者等の能力開発が継続的に行われるよう適切な指導援助に努める。

第7 農村地域への産業の導入と相まって農業構造改善を促進するために必要な農業生産の基盤整備および開発その他の事業に関する事項

農村地域への産業の導入と相まって、農業構造の改善を図るため次の施策を実施する。

1 担い手の育成・確保

効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う望ましい農業構造を実現するため、市町における「人・農地プラン」の策定・実質化を通じて地域の話し合いと合意形成を促しつつ地域における担い手を明確化した上で、農地中間管理機構の活用等により、担い手に対する農地の集積・集約化を進め、担い手を中心とした地域農業の早期確立を図る。

また、農地の流動化の推進にあたっては、安定的な就業機会が確保されている者からの農地提供を促進するなど、重点的かつ効果的な実施に努める。

2 農業生産基盤および農業施設の整備

効率的かつ安定的な農業経営の育成を図るため、その基礎的条件である農業生産基盤の計画的な整備を図ることとし、特に農地の集積・集約化に資する農地整備事業と農地中間管理機構との連携の更なる強化や農地の大区画化・排水改良等の基盤整備を一層推進するとともに、農業生産近代化施設および農産物の流通加工施設の整備を推進する。

この場合において、農業と産業との均衡ある発展を図る観点から、ほ場整備と併せて産業の導入に伴う施設用地等の確保を図るなど、農業生産基盤等の整備と産業の導入促進が相まって計画的に実施されるよう努める。

第8 その他必要な事項

1 環境の保全等

市町は、実施計画の策定およびこれに基づく具体的な産業の導入にあたっては、環境基本法（平成5年法律第91号）、福井県環境基本条例（平成7年福井県条例第5号）等の関係諸法令および福井県環境基本計画等の環境保全に関する計画に十分留意し、優れた自然の保全および森林、農地、水辺地等における自然環境の維持・形成や生物多様性の保全に努めるとともに、公害関係法令の遵守、公害防止施設の設置や適切な管理等による公害の防止はもとより、エネルギー利用の効率化、健全な水循環機能の保全、適正なりサイクル・廃棄物処理等により、大気環境、水環境、土壌環境等への負荷をできる限り増加させないよう努める。

なお、産業導入地区の規模が大きく、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある場合等の環境影響評価法（平成9年法律第81号）および福井県環境影響評価条例（平成11年福井県条例第2号）で定める対象事業となる場合には、実施計画の策定に先立って同法に従い環境に及ぼす影響についての調査検討を行い、産業の導入後においても必要に応じて保管調査を行う。

また、交通量の増加に伴う道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑化を図るとともに、道路の交通に起因する障害（交通公害を含む。）の防止に配慮する等、地域の安全の確保に留意する。

2 農村地域の活力の維持増進への配慮

本県の農村地域ではその多くに人口の流出、高齢化の進行等による活力の低下がみられるため、人口流出の抑止や新規学卒者等の若年者の地元就職およびU I ターン等の移住希望者の雇用機会の確保に資するよう、産業の導入や移住定住支援制度の充実、職業紹介等を総合的に進め、地域の活力の維持増進に努める。

3 過疎地域等への配慮

農村地域への産業の導入は、地域経済の発展等地域振興に果たす役割が大きいことから、過疎地域、山村地域等への産業の導入に当たっては、これらの地域の振興に関する施策との連携を積極的に図り、その円滑な実施が図られるよう努める。

4 農業団体等の参画

実施計画策定の段階から農業団体、商工団体等の関係団体の参画を求め、産業の導入および農業構造の改善を促進するための措置等について、その円滑な実施が図られるよう努める。また、導入後も企業が円滑に定着できるように、これらの団体との連携を密にし、諸問題の解決が図られるよう配慮する。

5 関係部局間の十分な連携等

農村地域へ導入された企業とその導入地域との相互理解を深め、活力ある地域社会の

形成を図るため、県、市町、導入企業、農業団体、商工団体、試験研究機関、教育機関等の連絡調整体制の整備に努める。

また、本制度は産業導入促進、就業促進および農業構造改善を一体として推進するものであることを踏まえ、県および市町は、本制度の運用に当たっては、商工関係部局と農林関係部局を中心とした関係部局間の密接な連携を図り、施策の推進や情報の共有等に努める。

6 企業への情報提供等

県および市町において、産業導入地区に関する情報、企業に対する支援措置等について、企業等に周知徹底を図る。また、立地後の企業についてもその定着化を図るために必要な指導その他の援助を行う。

これらを効果的に行うため、農村地域への産業の導入を円滑に推進するために国に設置された「農村地域産業導入支援施策活用窓口」の活用を図るとともに、農村地域への産業の導入に関する情報の収集および提供、地方公共団体と企業との間に立ったあっせん活動、立地企業の情報交換・交流促進等を行う一般財団法人日本立地センター、一般財団法人都市農山漁村交流活性化機構等の活用を努める。

7 遊休地解消に向けた取組み

定期的に遊休地の把握を行い、既存の産業導入地区内において、過去に造成された工業団地、再生利用が困難な荒廃農地等の活用されていない土地が存在する場合には、当該土地の活用を図るため、ホームページでの紹介、首都圏で開催する企業立地セミナー、県や市町が行う個別企業訪問の際に、当該土地の情報を企業に提供する。

8 撤退時のルールについて

立地を想定していた企業がその立地を取りやめるような事態または立地後すぐに撤退するような事態が生じないよう、実施計画策定の際に事業者の具体的な立地ニーズや事業実現の見通しに関して市町と事業者との調整を了した上で産業導入地区の区域を設定する。また、次項のフォローアップを行う体制を確保するほか、以下に留意する。

- (1) 企業がやむを得ず撤退することとなった場合も跡地の迅速な有効活用が可能となるよう、企業は撤退に関する情報を可能な限り早期に市町に報告する仕組みや、撤退した場合、例えば施設の撤去義務、費用負担に関する事項および施設を存置する場合の代替企業の確保義務の明確化等のルールを実施計画に盛り込み、企業に同意を求める取組みを行うよう努める。
- (2) 企業がやむを得ず撤退することとなった場合には、跡地の有効活用の方策について市町が検討した上で、必要に応じて実施計画の変更等を行う。

9 実施計画のフォローアップ体制の確保

市町は、目標の達成をはじめ適切な制度運用の確保を図るため、産業導入地区、当該区域に係る土地利用の調整の状況、導入産業の業種および規模、導入産業への農業従事

者の就業の目標、産業の導入と相まって促進すべき農業構造の改善に関する目標、産業導入地区内の遊休地の解消状況、企業撤退時のルール作り等について、当該市町自らが定期的に確認するとともに、当該確認の結果を国および県と共有するよう努める。

確認の結果、遊休地の発生をはじめ産業の導入の促進が適切に進展していない場合や、農業従事者の就業の目標・農業構造の改善に関する目標の達成が明らかに見込まれないと認められたときは、市町は、その理由や今後の方策等について検討を行い、事業計画の変更、縮小および廃止を含め制度運営の改善等に活用するものとする。この場合においても、当該検討結果について、国および県と共有するよう努める。

県および市町は、改正法の施行前に既に定められた基本計画および実施計画についても、フォローアップ体制を確保するよう努める。

なお、市町は、基本計画の変更を踏まえ、実施計画の変更の要否を検討し、必要と認めるときは、速やかに実施計画を変更すること。

附 則

この基本計画は、令和4年9月29日から適用する。